

保育所 安全計画

(厚生労働省新省令第6条の3第一項による)

高見保育園

令和8年4月1日より

●安全計画策定について

【策定の根拠】

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）の規定による改正後の設備運営基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づきすべての保育所等は、令和5年4月より当該保育所等を利用する児童の安全の確保するための取り組みを計画的に実施するための計画を策定しなければならない（新省令第6条の3第1項）」との通達を基に義務付けられたため、高見保育園安全計画を策定する。

【策定の内容】

安全計画では、保育所等の設備の安全点検の実施に関する事、保育士等の職員や園児に対し、保育施設内での保育時はもちろん、散歩等の園外活動時や、バス等による運行時など施設外での活動、取組等においても安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組等を確実にを行うための職員への研修や訓練に関する事などを計画的に行うものである（新省令第6条の3第1項）。

【安全計画の運営について】

策定した安全計画について、施設長など保育所等の運営を管理すべき立場にある者は、実際に園児に保育を提供する保育士等の職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的に実施しなければならない。（新省令第6条の3第2項）

施設長等は、利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど園児の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取り組みの内容等を入園児等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。（新省令第6条の3第3項）

保育所等は、安全確保に関する取り組みを計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取り組み等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取り組みについての年間スケジュール(安全計画)を定めること。

安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「保育所等が行う児童の安全確保に関する取り組みと実施時期を明確にする」こと。

【安全計画の継続について】

施設長等は、PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行う。（新省令第6条の3第4項）

●施設・設備の安全点検について

- ・保育所等の設備等（備品・遊具・防火設備・避難経路等）定期的に文書として記録したうえで改善点を改善すること。
 - ★（園庭遊具）点検事項及びチェックリスト……週1回（日々の目視は毎日）
 - ★保育室内消毒及び安全点検チェックリスト表（うさぎ組・ひよこ組）……毎日
 - ★自主点検表（防災設備・避難経路）……毎日
- ・点検先は、保育園内のみならず散歩コースや公園など定期的に利用する場合も含むこと。

●マニュアルの策定・共有

- ・通常保育において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築する事
- ・リスクが高い場面（午睡、食事、プール、水遊び、園外活動、バス送迎）での職員が気を付けるべきこと
- ・緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事（通報））を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと。
 - ・事故防止マニュアル
 - ・危機管理マニュアル等

●園児への安全指導

- ・児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が保育所の生活における安全や危険を認識する事、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること。
- ・散歩等で、交通安全について学ぶ機会を設けること。

●保護者への説明・共有

- ・保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通園の保護者には、交通安全・不審者対応について園児が通園時に確認できる機会を設けてもらうことなど園児が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること。
- ・保護者に対し、安全計画及び園が行う安全に関する取り組みの内容を説明・共有すること。
- ・児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図れるよう、安全計画及び園が行う安全に関する取り組みの内容について、公表しておくことが望ましいこと。

●実践的な訓練・研修の実施

- ・避難訓練は、地震・火災とともに地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。
- ・救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED、エピペンの使用方法等）の実技講習を定期的に受け、保育所内でも訓練を行うこと。
- ・不審者の侵入を想定した実践的な訓練（年2回）や119番通報訓練（年2回）を行うこと。

●再発防止の徹底（ヒヤリハット事例収集）

- ・ヒヤリハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じる。（毎月）
- ・事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、点検実施箇所やマニュアルに反映したうえで、職員間の共有を図ること。

●安全確保に関する取り組みを行うに当たっての留意事項

- ・リスクの高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動）での対応を含む園内外での事故を防止するための役割分担等を定めるマニュアル及びチェック表等の策定を行い、年度毎に見直しを行う。
- ・園内活動時はもちろん、散歩などの園外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどないように留意する。

★散歩計画表……散歩・園外保育に出かける都度

★プールチェック表……プールに入る前

★睡眠チェック表…0歳、1歳の児、午睡中は必ず行う（うつぶせ寝状態になったら戻す）。

高見保育園における園外活動時の安全管理

●園外活動を計画する際の注意事項

- ・子どもの発達によって、身体の大きさ、運動能力・視野等、周囲の状況認知の特性、交通ルールを理解等が違うことを踏まえて計画しましょう。
- ・公園等の目的地や帰りの保育所までの移動時間に余裕をもって安全に配慮しましょう。
- ・子どもの日々の状態を丁寧に把握して、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験となるように気を付けましょう。

●園外活動における注意事項

- ・散歩の経路、目的地の危険箇所把握

交通量、道路設備、工事箇所等を確認しておく。

危険な動植物と接触する可能性のある場所に注意する。

スズメバチ、アシナガバチ、ムカデ、マムシ、毛虫など

不審者と遭遇した際の対応方法を注意しておく（まずは流水で流すこと）

- ・出発前

当日の天気・気温・湿度など確認して、天気に合わせた持ち物等の準備をする。

子どもたちの健康状態や機嫌等の把握（個別に配慮する子どもの状況把握）

出席（参加）した子どもの人数の把握

- 事故が起きてしまった時のために
緊急時の連絡体制・協力体制を考えておく。
緊急時の医療機関等の連絡方法、搬送方法など考えておく。
- 公園等、現地到着時
不審者、危険物、危険動植物、菓子・ジュース、ガラス片、犬猫の糞、たばこの吸い殻等
チェックし除去する。
（不審者や危険動植物が存在する場合は計画を変更することも考慮する）
死角の確認（構造物や植木等）
利用している他の子どもや休憩している人と譲り合ってスペースを共有する様に気を付ける。
- 園外活動中
子どもの健康状態の把握。熱中症に特に気を付ける。
道路等へ飛び出さないように注意する。
- 帰園する際
人数の把握
健康状態の把握（ケガの有無、熱中症になりかけていないか）
子ども達へ交通ルールの確認（疲れなどで集中力の低下がみられることが多いので）
- 帰園後
人数の把握
子どもの健康状態把握
園長、マネージャ等の責任者へ散歩から帰った旨の報告をする。
- 散歩後の振り返り
散歩経路や公園などに新たな危険箇所を見つけたり、伝えておくべき情報があったら情報を共有する。
ヒヤリハットは、小さなことでも記載して情報共有する。

●子どもに対する安全指導

- 交通ルールに関心持てるよう、年齢に応じた指導を繰り返し行うことが求められる。
- 道路の端を歩くこと（白い線の内側）
- 急に走り出さない事
- 信号に従った行動

- 横断歩道の使用と手をあげて渡る意味を伝える

●職員として気を付ける安全対策

- 車道の歩行は避け、白い線の内側もしくはガードレールの内側を歩く
- 職員は、子どもの列の前後を歩く。
- 職員は、子どもより車道側に位置して、全体が見えるように配慮する。
- 交差点、歩道の切れ目、曲がり角等では、一時停止して安全確認を行う。
(職員が、怠ると子どもは安全確認することに気付かないまま成長してしまう)
- 交差点で待機する際は、なるべく車道から離れた位置に待機する。
- 道路の横断は、無理せずに安全確保に注意を払い、職員の位置取りや子どもの列の組み方などに気を付ける。
- 自動車、自転車とすれ違う際は、止まって待つ。
- 歩行者とすれ違う場合は、カバン、傘などがあたらないか注意する。
- 道路の状況の把握に努め、危険物、障害物の有無を確認し、駐車中の車・バイク等気を付け
特に落ちているゴミや虫などに子どもが触れる可能性に注意する。

園児不明時の対応フローチャート

●園外保育中

園児不明に気付いたら、クラス担任かその日のリーダーが「園に連絡」



周辺を搜索

担任・リーダーが周辺を搜索する

サブ保育士が残りの園児をみる

（子どもがみつかったら残りの園児と合流して園に報告）



見つからない場合は、職員合流して子どもたちを連れて園に戻る



園に着いたら責任者（園長・マネージャ）へ状況説明する



緊急に招集可能な職員を招集

- ・園児を探すための役割分担を決める
- ・保護者に状況説明の電話をする

「高見保育園の〇〇です。緊急のご連絡です。

△△ちゃんがお散歩中、〇時〇〇分頃、××公園付近で迷子になり

現在、職員が搜索中です。経過は追ってご連絡します。

ご心配おかけして大変申し訳ありません」

- ・警察に連絡する

110

「東橋本 3-16-9 高見保育園の〇〇です

うちの園児、〇歳の男の子・女の子が行方不明になりました

〇時〇〇分 場所は××公園で遊んでいるうちにいなくなりました

園児名△△ 服装（■■色のシャツ・●●色のズボン）

容姿：身長●●cmくらい 髪型など



発見出来たら

園児の体調・ケガのチェック（ケガをしていたら症状に応じて対応）

園に連絡…連絡受けたらすぐに保護者・警察・保育課に連絡する



保護者への説明

まず「謝罪」…園長・マネージャ同席が望ましい

担任・リーダーから迷子になった経緯・状況を具体的に説明する



園内、情報共有 保護者への対応（あったことを掲示しておわびする）

職員会議などで今後の対応を検討する